
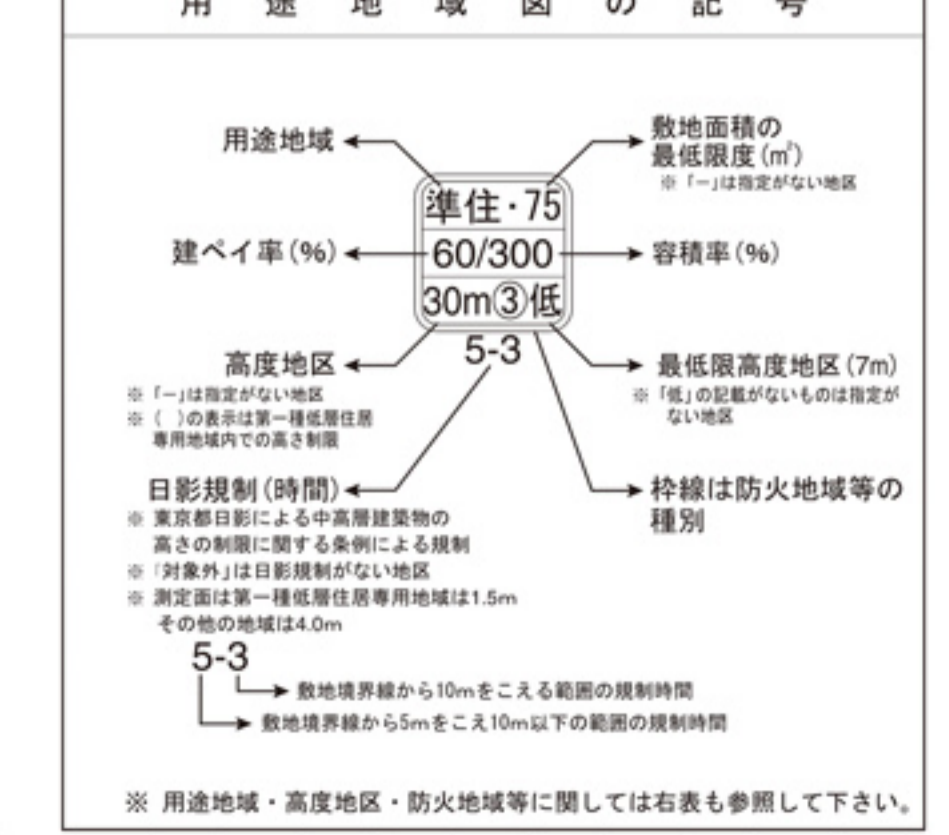


# 東京都市計画緑地 総括図 第84号 西大泉五丁目緑地 (練馬区決定)

## 第84号 西大泉五丁目緑地



### 凡例

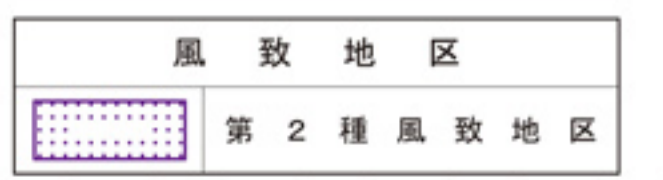


**用途地域 (特別用途地区)**

一低	第一種低層住居専用地域
一中	第一種中高層住居専用地域
一住	第一種住居地域
二住	第二種住居地域
準住	準住居地域
近商	近隣商業地域
商業	商業地域
準工	準工業地域
特工	準工業地域(特別工業地区)
工業	工業地域

**高度地区**

①	第1種高度地区
②	第2種高度地区
17m①	17m第1種高度地区
17m②	17m第2種高度地区
17m③	17m第3種高度地区
20m②	20m第2種高度地区
20m③	20m第3種高度地区
25m②	25m第2種高度地区
25m③	25m第3種高度地区
20m	20m高度地区
30m②	30m第2種高度地区
30m③	30m第3種高度地区
30m	30m高度地区
35m③	35m第3種高度地区



●用途地域の境界は原則として、道路・鉄道・河川等の中心です。道路の指定(帯状に道路両側に指定されているもの)では、基本的には道路と敷地の境界線から20mです。30mのものは「-30m」の表示があります。  
●地域地区(用途地域等)の境界は、赤の細線です。  
●赤の太線内は、防火地域です。

(注) 本図は、「用途地域」、「高度地区」、「防火地域及び準防火地域」、「特別用途地区(=特別工業地区)」の都市計画図(1/2,500)を基に作成したものです。  
※記載されている境界等は概略線なので、詳細については、「練馬区環境まちづくり事業本部都市計画課」又は「練馬区環境まちづくり事業本部都市計画課」に備えてある図面でご確認ください。